

(略)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義 弘
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 3 年 5 月 1 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、八王子市を所在地とするサービス付き高齢者向け住宅（以下「本件住宅」という。）について、同市によるサービス付き高齢者向け住宅事業としての登録を受けた当初から人員配置の基準を満たしていないなどとして、その整備事業に対する補助金（以下「本件補助金」という。）の支出は違法であり、本件補助金交付決定の取消し及び本件補助金の返還等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

#### 1 本件補助金交付決定の取消しを求める主張について

請求人は、本件補助金の支出は違法であるとして、その交付決定の取消しを求めているものと解される。

しかし、本件請求において本件交付決定は、平成28年9月21日及び平成30年2月22日になされていると摘示しており、予備的調査によれば、本件補助金の支出は平成30年3月22日になされているから、令和3年5月14日付けの本件請求は、本件補助金の支出の日からすでに1年を経過したことが明らかである。

この点、請求人は、本件請求が本件補助金の支出の日から1年を経過した正当な理由として、本件補助金の支出については個人情報や企業情報に当たり、都及び本件補助金を受領した者以外は当該支出の事実を知ることができず、本件補助金の支出は秘密裏に行われたものであると主張する。

しかし、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日判旨）とされているところ、都の住民は、東京都情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当（東京高裁平成19年2月14日判旨）とされる。

したがって、本件補助金の支出に係る本件請求は、相当な期間内にされたものではなく、正当な理由があるとは認められない。

## 2 本件補助金の返還請求権を行使しない怠る違法があるとの主張について

請求人は、本件交付決定後も本件住宅について補助金交付の要件を満たしていない状態が継続しているとして、都に対し補助対象事業者らに本件補助金の返還請求や賠償請求を求め、都が本件補助金相当額の返還を求めないことは、地方財政法第4条に規定の趣旨から都に自由裁量はないとして、怠る違法・不当に当たると主張しているものと解される。

ところで、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（制定 平成27年4月9日付26都市住民第1714号）によれば、本件補助金の補助対象事業者が補助対象事業を廃止したときなど一定の事由に該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができることとされ、補助金の交付決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてそ

の返還を命ずるものとされている。

このように、本件補助金の返還請求権が具体的に発生するためには、本件補助金の交付決定が取り消されていることが必要であるが、有効に成立した補助金の交付決定を前提とすれば、当該補助金の支出を行い補助事業が完了した後に取消事由たり得る事象が明らかとなったとしても、それにより当該交付決定が直ちに取消されるべきものとなるわけではなく、交付決定を取り消すか否かは、当該事象の性質、内容、経緯、取消し後の影響、是正の見込み等を総合考慮の上、本件補助金の趣旨、目的及び公益上の観点に照らして個別実質的に判断する行政上の裁量の範囲と解される。

このことについては、盛岡地方裁判所が平成30年4月20日の判決で「(補助金のうち) 交付対象である経費に使用された部分は、交付決定等の手続を通じてその当否に係る判断が行われている以上、かかる部分については、補助金の返還を求めるべきかどうかの判断には、財務会計行為を離れた様々な考慮要素が付加され、取消決定を行うか否かは、被告の裁量によるべきところである。このような被告の一般行政管理上の判断の是非を問うことは、住民訴訟が予定しているものとはいえない」旨判示している。

したがって、返還請求権を行使しない怠る違法・不当があるとする本件請求が住民監査請求として適法であるというためには、都が本件補助金の交付決定を取り消さないことについて、一般行政管理上の裁量の範囲を明らかに超えているというような財務会計法規上の違法性又は不当性を客観的に摘示する必要がある。この点、請求人は、本件住宅の閉鎖期間があることなどを主張し疎明しているが、上記説示する財務会計法規上の違法性又は不当性を客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。